別記様式1

年度モニタリング(令和4年度)

施設名称	佐倉市南部よもぎの園
施設概要	所在地:〒285-0806 千葉県佐倉市大篠塚1587番地施設構造:鉄骨鉄筋コンクリート造、地上2階建(南部よもぎの園部分は平屋) 敷地面積:8,372.41㎡ 延床面積:352.32㎡ 建築年月:昭和57年3月 施設内容:玄関、事務室、食堂・休憩室、作業室、保健室、湯沸室、更衣室、多目的トイレ、男女トイレ 附帯設備:駐車場
施設の設置目的	心身障害者に対し指導及び訓練を行うことにより、心身障害者の社会的 自立を助長し、もって福祉の増進を図る事を目的にしています。
指定管理者	社会福祉法人 千手会
指定期間	令和4年4月1日~令和10年3月31日
委託料	なし
市所管課	福祉部 障害福祉課
第三者	南部よもぎの園 家族会

①業務点検

評価	説明		
S(優良) 適格に実施され、特に優れた成果が認められる。			
A (適格) 適格に実施されている。			
B(概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。		
C(要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。		
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。		

I 業	業務に関する基準					
1 基	本事項					
開	開所(館)時	開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。				
所()	指定管理者	佐倉市	特記事項			
館時	А	Α				
間	記載箇所	業務基準書	II - 1 - (3)			
	管理範囲が原	ーーーー 管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。				
管理範囲	指定管理者	佐倉市	特記事項			
範 囲	А	А				
	記載箇所	業務基準書	II-1-(2)			
	正当な理由な	なく利用者の利	可用を制限していないか。			
利用制限	指定管理者	佐倉市	特記事項			
	А	А				
	記載箇所	業務基準書	II-1-(4)			

	利用・減免等	の手続は規2	定に則って行われているか。		
· 適 正	指定管理者	佐倉市	特記事項		
利用	А	Α			
	記載箇所	業務基準書	II -1-(5)		
	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。				
利用	指定管理者	佐倉市	特記事項		
料金	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	II -1-(5)		
	関連規程を理	里解し、法令選	遵守が確保されているか。		
法令遵守	指定管理者	佐倉市	特記事項		
遵 守	А	Α			
	記載箇所	業務基準書	II-1-(6)		
2 維	2 維持管理業務に関する基準				
	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。				
清 清 掃	指定管理者	佐倉市	特記事項		
掃 	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	II -2-(1) • (4)		
	清掃は利用	者の妨げにな	らない時間帯に行っているか。		
清 清 掃	指定管理者	佐倉市	特記事項		
掃 	А	Α			
	記載箇所	業務基準書	II -2-(1)		

清掃	定期清掃は	規定の回数・	基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項		
	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	別表1		
	適正な方法の	分別等)と頻	 度により廃棄されているか。		
廃 棄 物	指定管理者	佐倉市	特記事項		
- 初 - 処 - 理	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	II -2-(2)		
	廃棄物の減	量に務めてい	るか。		
廃 棄 物	指定管理者	佐倉市	特記事項		
- 初 - 処 - 理	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	II -2-(2)		
	 必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。 				
環境衛生	指定管理者	佐倉市	特記事項		
衛生	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	別表1		
	快適に利用 ⁻	できる環境とな	ぶっているか。		
環境	指定管理者	佐倉市	特記事項		
環境衛生	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	II -2-(1)		

	公共料金は	帯りなく支払れ	つれているか。	
公共料金支	指定管理者	佐倉市	特記事項	
金支払	Α	Α		
144	記載箇所	業務基準書	II -2-(3)	
	屋外の景観だ	が維持されて	いるか。	
景観維持	指定管理者	佐倉市	特記事項	
維 持	А	Α		
	記載箇所	業務基準書	II -2-(4)	
	備品管理台	帳が整備され	、適切に記録されているか。	
備品	指定管理者	佐倉市	特記事項	
品管理	А	Α		
	記載箇所	業務基準書	II -2-(5)	
	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。			
備品管	指定管理者	佐倉市	特記事項	
管 理	А	Α		
	記載箇所	業務基準書	II -2-(5)	
	適切に修繕る	を行うとともに	、市への報告を行っているか。	
 修	指定管理者	佐倉市	特記事項	
修繕	А	Α		
	記載箇所	業務基準書	II -2-(6)	

 修 繕	 利用に支障る 	をきたす状態の	のまま放置されていないか。	
	指定管理者	佐倉市	特記事項	
	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	II -2-(6)	
	消耗品の補	充・管理は適	正に行われているか。	
修	指定管理者	佐倉市	特記事項	
繕	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	II -2-(6)	
	入退者管理、	、施錠管理、这	巡視等は適切に行われているか。	
警 備	指定管理者	佐倉市	特記事項	
備	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	II -2-(7)	
	 夜間・休所日警備に支障はないか。 			
警 備	指定管理者	佐倉市	特記事項	
備	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	II -2-(7)	
保守点検	法定点検その	の他定期点検	を遅延なく確実に実施しているか。	
	指定管理者	佐倉市	特記事項	
点 検	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	II -2-(8)	

	点検によって	発見されたる	「具合の報告を適切に行っているか。
保 守	指定管理者	佐倉市	特記事項
保守点検	А	Α	
	記載箇所	業務基準書	II -2-(8)
	施設内・施設	対に危険箇層	
安全点検	指定管理者	佐倉市	特記事項
点検	Α	Α	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(1)
	避難経路や	消防設備の付	近に障害物はないか。
安全点検	指定管理者	佐倉市	特記事項
点 検	А	Α	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(2)
	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。		
駐車場	指定管理者	佐倉市	特記事項
場	А	Α	
	記載箇所	業務基準書	II-2-(9)
			Ⅱ-2-(9) いて市への報告を怠っていないか。
駐 車		 	
駐車場	事故・盗難等	 	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3 施	施設運営業務に関する基準			
	使用許可や	利用料金徴収	スの手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。	
 利 用	指定管理者	佐倉市	特記事項	
Ⅱ 利 Ⅱ 用 Ⅱ 手 続	А	Α		
	記載箇所	業務基準書	II -3-(1)	
∓ıl	出納簿等は	整備されてい	るか。	
利用料金徴	指定管理者	佐倉市	特記事項	
金 徴 収	А	Α		
12	記載箇所	業務基準書	II -3-(2)	
利	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。			
	指定管理者	佐倉市	特記事項	
金 徴 収	А	Α		
12	記載箇所	業務基準書	II -3-(2)	
利	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。			
用料	指定管理者	佐倉市	特記事項	
金徴収	А	Α		
	記載箇所	業務基準書	II -3-(2)	
物	物品販売、客 なっていない		広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げと	
品販売等許	指定管理者	佐倉市	特記事項	
等許	_	-		
可	記載箇所			

	日報や各種語	記録(文書•画	「像・音声・映像等)を行い、整理しているか。	
記録業務	指定管理者	佐倉市	特記事項	
業務	А	Α		
	記載箇所	業務基準書	II -3-(3)	
	利用者への	掲示物・案内€	等はわかりやすく用意されているか。	
広報活	指定管理者	佐倉市	特記事項	
活 動 	А	Α		
	記載箇所	業務基準書	II -3-(4)	
	各種広報活動	動により利用	者への周知が図られているか。	
上 広 報 活	指定管理者	佐倉市	特記事項	
活 動 	А	А		
	記載箇所	業務基準書	II -3-(4)	
	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。			
広 報 活	指定管理者	佐倉市	特記事項	
活動	А	Α		
	記載箇所	業務基準書	II -3-(4)	
	Webサイトは	利用しやすく、	、適宜更新されているか。	
広報	指定管理者	佐倉市	特記事項	
報活動	В	В	WEBサイトについては、適宜更新するようにお願いします。また、 情報が伝わりやすい形のWEBサイトを作成していただくようお願 いします。	
	記載箇所	業務基準書	II -3-(4)	

	意見∙要望∙ॱ	苦情等の受付	計手段及び機会は適切か。		
意見	指定管理者	佐倉市	特記事項		
意見等受付	А	Α			
	記載箇所	業務基準書	II -3-(5)		
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。				
意見等受付	指定管理者	佐倉市	特記事項		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	А	А			
	記載箇所	業務基準書	II -3-(5)		
	事前に計画	書を文書で市	に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行ってい		
企画	指定管理者	佐倉市	特記事項		
画事業	_	_			
	記載箇所				
	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。				
企画	指定管理者	佐倉市	特記事項		
画事業	_	_			
	記載箇所				
	拾得物台帳	を作成し、拾ん	导物を所轄の警察署に届けているか。		
留意事項	指定管理者	佐倉市	特記事項		
事 項	А	А			
	記載箇所	業務基準書	II -3-(7)		

	 管理運営の9 	実施等に関す	る市の調査に協力しているか。	
留意	指定管理者	佐倉市	特記事項	
留意事項	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	II -3-(7)	
4 経	理事項に関す	-る基準		
	区分会計に。	より独立した帕	長簿及び預金口座で管理しているか。	
区分会計	指定管理者	佐倉市	特記事項	
会計	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	II -4-(2)	
	帳簿書類等(は適切に保存	されているか。	
帳簿管	指定管理者	佐倉市	特記事項	
世理	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	II -4-(3)	
5 独	独自事業に関する基準			
	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を提出しているか。			
事業計画	指定管理者	佐倉市	特記事項	
計 画 	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	II -5	

6 目	6 目的外業務に関する基準					
行政財産:	目的外業務	(公衆電話設	置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。			
	指定管理者	佐倉市	特記事項			
使用許	_	_				
可	記載箇所					
行政	目的外業務の	の実施による	利用者への妨げはないか。			
政財産使用	指定管理者	佐倉市	特記事項			
使 用 許	_	-				
可可	記載箇所					
II 運	営体制・組織	に関する基準				
1 基	1 基本事項					
	業務従事者(の労務に関し	法令が遵守され、責任ある体制となっているか。			
労 務 責	指定管理者	佐倉市	特記事項			
責任	Α	Α				
	記載箇所	記載箇所 業務基準書 Ⅲ-1-(1)				
	業務従事者	から労務に関	する苦情等は出ていないか。			
労務責.	指定管理者	佐倉市	特記事項			
責任	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ -1-(1)			

	労働時間の	D管理は適切になされているか。 		
労 務 責 任	指定管理者	佐倉市	特記事項	
	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1-(1)	
	必要資格及	び免許等が取	得されているか。	
資 格 •	指定管理者	佐倉市	特記事項	
· 免 許	А	Α		
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1-(2)	
	必要な許認で	可及び届出等	が行われているか。	
許認可	指定管理者	佐倉市	特記事項	
等	А	Α		
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1-(3)	
2 実	2 実施体制に関する基準			
	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。			
人員配置	指定管理者	佐倉市	特記事項	
置	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2-(2)	
	必要な訓練・	教育•研修等	が計画的に実施されているか。	
研	指定管理者	佐倉市	特記事項	
修等	A	A		
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2-(3)	

	指定管理者の	の団体本部と	の連絡体制は整備されているか。		
連絡体	指定管理者	佐倉市	特記事項		
体制	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2-(4)		
	職員(スタッフ	フ)は名札及て	が清潔な服装を着用しているか。		
接遇	指定管理者	佐倉市	特記事項		
遇	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2-(6)		
	職員(スタッフ	フ)のあいさつ	が徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。		
接	指定管理者	佐倉市	特記事項		
遇	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2-(6)		
3 —	部業務委託(再委託)に関	する基準		
	 再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。 				
委託範囲	指定管理者	佐倉市	特記事項		
節囲	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(1)			
	再委託の計	- -画及び契約書等について市へ提出しているか。			
報告	指定管理者	佐倉市	特記事項		
告 	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-3-(2)		

	再委託業務(の履行確認は	適切に行われているか。			
履行	指定管理者	佐倉市	特記事項			
確認	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-3-(3)			
4 運	営協力体制に	-関する基準				
	関係機関、団	団体、住民等と	と十分な連携が図られているか。			
協力	指定管理者	佐倉市	特記事項			
体 制	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-4			
5 安:	全管理•危機	管理に関する	基準			
	保守点検、巡視等は適切に行われているか。					
平常	指定管理者	佐倉市	特記事項			
· 市 時 	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(1)				
	危機管理計區	画及び危機管	理マニュアル等は整備されているか。			
体 制 整 備	指定管理者	佐倉市	特記事項			
整備	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ -5-(2)			

	非常時の連続	で 一時の連絡体制は確立されているか。			
 体 制	指定管理者	佐倉市	特記事項		
制整備	А	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(2)		
車	事故・災害等	発生時は市の	へ直ちに報告され、適切に対処したか。		
事故災害対	指定管理者	佐倉市	特記事項		
害対応	А	Α			
ייט	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(2)		
	第三者への	損害賠償は適	りに行われているか。		
損害賠償	指定管理者	佐倉市	特記事項		
賠償	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(4)		
	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。				
保 険	指定管理者	佐倉市	特記事項		
加入	А	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(5)		
6 個	個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準				
	業務上知り得	导た秘密を他.	人に漏らしていないか。		
· 守秘義 務	指定管理者	佐倉市	特記事項		
· 義 · 務	А	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ -6-(1)		

個人情報保護	 個人情報保護 	護条例に基づ	き、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項		
	Α	Α			
一克	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(2)		
	情報公開条件	例に基づき、i	適切に処理されているか。		
情 報	指定管理者	佐倉市	特記事項		
公開	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(3)		
	総合的かつ	責極的な情報	公開の推進が図られているか。		
情 報	指定管理者	佐倉市	特記事項		
公 開	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(3)		
	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。				
情報管理	指定管理者	佐倉市	特記事項		
管 理	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6		
	情報セキュリ	ライ(コンピュ	ータウィルス対策等)は万全か。		
情報管理	指定管理者	佐倉市	特記事項		
管 理	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(4)		

7 事業計画及び事業報告に関する基準						
資料提出	事業計画及7	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。				
	指定管理者	佐倉市	特記事項			
提 出	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ -7			
	事業計画及7	び事業報告の	内容に虚偽及び重大な誤りはないか。			
資料提	指定管理者	佐倉市	特記事項			
提 出	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ -7			
8 連	8 連絡調整に関する基準					
	市との連絡会	会議を適宜行	い、十分な調整は図られているか。			
連 絡	指定管理者	佐倉市	特記事項			
連絡会議	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ −10			

指定管理者	協定に基づき、適正な管理運営を心掛けて事業を遂行しています。ホームページのリニューアルについては、現在進めています。また研修等の実施については次年度より積極的に参加していきたいと考えています。
佐倉市	協定に基づき、適正な管理運営がなされています。今後も協定や運営基準に沿って円滑な管理運営を維持に努めてください。 施設のウェブサイトについては、引き続き市と協議の上、情報が伝わりやすい 形のサイトを作成していただくようお願いします。 研修については、法人内の研修等、令和3年度以上の取り組みを事業報告書より見て取ることができました。

②利用状況等分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比(%)	対計画値比 (%)
延べ利用者数(人)	4,178	4,300	4,413	105.6%	102.6%
実利用者数(人)	20	23	20	100.0%	87.0%
稼働率(%)	79	85	84	-	-
利用料金収入(円)	0	0	0	_	-
減免件数(件)	0	0	0	ı	-

指定管理者	新型コロナウイルスのワクチン接種も進み、症状も軽症であることから、登園自粛される方はほとんどなくなりました。そのため、延べ利用者数・稼働率は昨年より上回っています。今後はより契約者数を増やして、稼働率を上げていきたいと考えています。
佐倉市	新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着き、計画値以上の稼働率を達成することができました。引き続き、稼働率の維持に努めてください。

③経営分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比(%)
収入(円)	38,299,676	40,000,000	40,620,217	106.1%	101.6%
支出(円)	34,063,280	36,000,000	32,800,929	96.3%	91.1%
収支(円) 〈収入-支出〉	4,236,396	4,000,000	7,819,288	184.6%	195.5%
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	0	0	0	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	80	75	81	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	2	3	2	ı	ı
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	8,153	9,000	7,433	91.2%	82.6%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	0	0	0	-	-

	C-70 ROVE (PI)			
指定管理者	収入は徐々に回復しています。就労支援事業収入も、新規の受注作業を 請け負うことが出来、少しずつ増額しています。今後は作業の効率化を図 り、より一層の工賃アップを目指していきたいと思います。			
佐倉市	航空関係の仕事も復活し、徐々に工賃も上昇してきています。今後も市の 就労支援部会に参加するなど、積極的な姿勢で工賃の上昇や安定した運 営を継続していただきたいと思います。			

④業務実施状況確認

【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
工賃の増加	新規の受注作業も安定して請け負うことが出来てきました。徐々に仕事も増えてきたため、作業効率を上げ、収入アップを目指します。今年度も臨時ボーナスを支払うことが出来ました。平均工賃は11,844円。今後も工賃アップ出来るように努力します。
余暇活動の充実	スポーツ・音楽・折り紙の活動を園内で継続して 実施しました。スポーツにおいてはフライング ディスク大会が数年ぶりに開催され、希望者が 参加しました。今後も日々の仕事の活力となる ように継続していきます。
家族との連携	家族懇談会は年度末に1回実施できました。必要に応じて個々に電話連絡を行い、連携を密にするように心掛けました。

【中·長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
稼働率を上げる	今年度の平均稼働率は84.3%。契約者数は20 名。契約者数を増やし稼働率を上げていけるように努力します。
地域生活支援事業 ・障害者一時介護事業 ・日中日帰りショートステイ事業 ・特別支援学校等日中活動体験事業	障害者一時介護事業とサテライトサービスを組み合わせたパーソナルサポート事業を実施し、利用者の地域活動を支援しました。また、より身近で使いやすいサービスとしてサテライトサービス単独でも実施しました。 ・障害者一時介護事業 … 223回・日中日帰りショートステイ事業 … 0日・特別支援学校等日中活動体験事業 … 0日・サテライトサービス事業 … 93回
第三者委員による苦情解決	2ヶ月に一度、第三者委員が来所し、利用者から話を聞きました。苦情・要望があった場合は、その都度解決するようにしました。保護者との意見交換も実施できました。

指定管理者	多少の制限はしているものの、通常通りの活動が出来つつあります。今後も感染症と上手に付き合いながら、事業を展開していきたいと思います。
佐倉市	令和3年度にほとんど実施ができなかった余暇活動について、今年度は実施できて利用者及び保護者の満足度向上に繋がったと思います。 引き続き、新型コロナウィルス感染症の動向を注視しつつ、積極的な事業展開をお願いします。

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等 評価表を配布して、記入していただきました。			
	回答数等	答数等 18	
実施結果 概ね良好というご意見を多数いただきました。			

回答者の意見等	対応策等
利用者の尊重について、概ね良い評価を頂きましたが、職員の言葉使いや対応が丁寧ではない という意見を数件頂きました。	職員会議等にて注意喚起し、今後は職員同士で気を付けるようにしました。
サービスの提供について、概ね良い評価を頂きましたが、工賃支払いの仕組みが理解されていなかったり、A型への移行や企業への就労を希望する方はあまりいませんでした。	工賃支払いの仕組みの説明を再度行います。 また就労への意欲が持てるように支援内容を検 討していきます。
不満要望への対応について、満足いただけてい ないとのご意見を数件頂きました。	利用者がいつでも相談できる環境作りを行い、 要望に関しては出来るだけ受け入れられるよう に検討をしていきます。

意見記述欄_____

指定管理者	概ね良い評価を頂きました。ご意見については迅速に検討し改善していきます。今後も利用者の皆様が楽しく通所していただけるよう努力します。
佐倉市	利用者満足度調査の結果は良好と思います。不満要望の対応については、よく話を聞いていただき、無理のない範囲で改善をお願いします。 今後も高い満足度が得られるよう、施設運営に努めていただきたいと思います。

⑥総合評価

【令和4年度】 意見記述欄

指定管理者	新規の企業から仕事を安定して頂けるようになりました。まだまだ以前の工賃額には達していませんが、それを目標に今後も努力します。余暇活動については外部の大会等は開催状況によって出来るだけ参加し、園内での活動を充実させてきしました。利用者の皆様が楽しく通所できるよう、今後も努力していきます。
佐倉市	新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着き、徐々に仕事の受注が増えてきています。利用者の工賃上昇に向けて、積極的な取り組みをお願いします。これからも、適正な施設運営はもちろん、利用者のニーズを調査し、余暇活動の実施や新たなサービスの提供の検討をお願いします。

別記様式2

年度モニタリング[第三者(利用団体等)評価](令和4年度)

施設名称	南部よもぎの園
評価者·団体	家族会

業務点検シート

評価	説明	
S(優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。	
A (適格)	適格に実施されている。	
B (概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。	
C (要改善) 適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。		
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。	

I 業務に関する基準

1 基本事項

開所(館)時間 開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。		S	
管理範囲管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。		S	
利用制限	利用制限 正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。		
2 維持管理業務に	2 維持管理業務に関する基準		
\±13	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	S	
清掃	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	S	
環境衛生快適に利用できる環境となっているか。		S	
景観維持屋外の景観が維持されているか。		S	
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	S	
岬印 6 生	不足している物品はないか。	S	
修繕 利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		S	
安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	S	

3 施設運営業務に関する基準			
利用手続 使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円 滑か。		S	
利用料金徴収利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。		S	
	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	S	
 広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	S	
	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	S	
意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	S	
总兄守文刊 	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	S	
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。	S	
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	-	
Ⅱ 運営体制・組織に関する基準			
1 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	S	
拉油	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。	S	
接遇 	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	S	
2 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	S	

総合評価 総体的に適格に実施され、楽しく通所しています。満足しています。

指定管理者労働条件チェックリスト

点検実施年度 : 令和4年度 施設名 : 南部よもぎの園

	チェック項目	チェック結果		
1 家	業規則 (労働基準法(以下法)89·90·106条、労働基準法施行規則	(以下規則)6条)		
(1)	常時使用する労働者が10人以上である場合、就業規則を作成し、労働者代表の意見を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	✓ 就業規則を作成し、届け出ている。□ 就業規則を作成しているが、届け出ていない。□ 就業規則を作成していない。□ 常時使用する労働者が 10 人未満である。		
(2)	短時間労働者について、正社員とは異なる労働条件である場合には、 短時間労働者に適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添 付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様 か。	✓ 就業規則を作成し、届け出ている。□ 就業規則を作成しているが、届け出ていない。□ 就業規則を作成していない。□ 短時間労働者を雇用していない又は正社員と同条件である。□ 常時使用する労働者が 10 人未満である。		
2 党	/働条件等の明示 (法15条)			
(1)	労働者を雇い入れる際、労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示しているか。[労基第 15 条]□明示すべき労働条件の内容 ①契約の期間、②就業の場所・従事する業務の内容、③労働時間に関する事項、④賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締め切り・支払の時期に関する事項⑤退職に関する事項	✓ 明示している。□ 明示していない。		
(2)	短時間労働者を雇い入れる際、①昇給の有無、②退職手当の有無、 ③賞与の有無、④短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口について、書面の交付又はファクシミリ若しくは電子メールによる送信により当該短時間労働者に明示しているか。	✓ 明示している。□ 明示していない。□ 短時間労働者を雇用していない。		
3 党	·働時間 (法32·34~36·39条等)			
(1)	所定労働時間は、週 40 時間以内、1日8時間以内としているか。	✓ 所定労働時間は、法定労働時間内である。□ 変形労働時間制を採用している。□ 所定労働時間が法定労働時間を超えている。		
(2)	変形労働時間制をとる場合(1か月以内の期間の労働時間を平均し、週 40時間以内とする場合など)は、労使協定等によりその旨を定めているか。	□ 定めている。 □ 定めていない。 ☑ 変形労働時間制をとっていない。		
(3)	次のような時間がある場合、労働時間として算定しているか。 ①交替制勤務における引継ぎ時間 ②業務報告書等の作成時間 ③仕事の打合せ、会議等の時間 ④参加が義務付けられている行事や研修等 ⑤出張先から次の出張先までの移動に必要な時間	 ✓ 算定している。 □ 算定していない。		
(4)	労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などに基づき、適正に把握しているか。	✓ 適正に把握している。□ 適正に把握していない。		
(5)	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させ、かつ適法であるか。	✓ 適法に取得させている。□ 適法に取得させていない。		
(6)	休日は、毎週1回又は4週を通じて4回以上与えているか。	✓ 与えている。□ 与えていない。		
(7)	時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準 監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせているか。	✓ 労使協定の範囲内で行わせている。□ 労使協定の範囲内で行わせていない。		
(8)	(7)の労使協定(36 協定)は、厚生労働省告示「時間外労働の限度に 関する基準」の範囲内で締結しているか。	✓ 基準の範囲内で締結している。□ 基準の範囲内で締結していない。		
(9)	短時間労働者を含むすべての労働者に労働基準法に定める年次有給休 暇を与えているか。	✓ 与えている。□ 与えていない。		
4 賃	4 賃金 (法24·37·最低賃金法4条等)			
(1)	賃金は通貨で、直接労働者に(同意に基づき金融機関への振込みも可)毎月1回以上、定期に全額(税金、社会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控除可)を支払っているか。	✓ 支払っている。□ 支払っていない。		
(2)	すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っているか。	✓ 支払っている。□ 支払っていない。		
(3)	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせた ときは、労働基準法上の割増賃金を支払っているか。	▼ 支払っている。□ 支払っていない。		

チェック項目		チェック結果
5 法定帳簿 (法107~109条等)		
(1)	事業場ごとに、各労働者について(日雇労働者を除く。)労働者名簿を 作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	✓ 労働者名簿を作成し、記載事項に漏れはない。□ 労働者名簿を作成しているが、記載事項に漏れがある。□ 労働者名簿を作成していない。
(2)	事業場ごとに、賃金台帳を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	 ▼ 賃金台帳を作成し、記載事項に漏れはない。□ 賃金台帳を作成しているが、記載事項に漏れがある。□ 賃金台帳を作成していない。
(3)	労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働 関係に関する重要な書類は5年間保存しているか。	✓ 保存している。□ 保存していない。
6 労働安全衛生 (安全衛生法12·13·18·66条等)		
(1)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生管理者及び産業 医を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせてい るか。	□ 選任、届出をし、必要な職務を行わせている。 □ 選任、届出のいずれかを行っていない又は必要な職務を行わせていない。 ■ 常時使用する労働者が50人未満である。
(2)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生委員会を設け、 月1回以上行っているか。	□ 衛生委員会を設け、月1回以上行っている。 □ 衛生委員会を設けていない又は月1回以上行っていない。 ■ 常時使用する労働者が50人未満である。
(3)	常時 10 人以上 50 人未満の労働者が使用される施設では、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせているか。	■ 衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている。□ 衛生推進者を選任していない又は必要な職務を行わせていない。□ 常時使用する労働者が 10 人未満であり、又は 50 人以上である。
(4)	雇入時及び作業内容変更時に、労働者に安全衛生教育を行っているか。	✓ 行っている。□ 行っていない。
(5)	雇入時及び1年以内ごとに1回、常時使用する労働者に対し、健康診断 を行っているか。	✓ 行っている。□ 行っていない。
(6)	健康診断の結果について、健康診断個人票を作成して5年間保存しているか。	✓ 保存している。□ 保存していない。
(7)	健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、健康診断が行われた日から3か月以内に、医師等の意見を聴いているか。	▼ 聴いている。□ 聴いていない。
(8)	健康診断の結果を労働者に通知しているか。	✓ 通知している。□ 通知していない。
(9)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、定期健康診断を行ったときに、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。	□ 提出している。 □ 提出していない。 ☑ 常時使用する労働者が 50 人未満である。
7 法令等の周知 (法106条、労働安全衛生法101条等)		
(1)	労働基準法、労働安全衛生法等の要旨を、 ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること ②書面を労働者に交付すること ③磁気ディスク等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認で きる機器を設置すること のいずれかにより、労働者に周知しているか。	✓ 周知している。 □ 周知していない。
8 雇用保険・社会保険 (雇用保険法4~6条、健康保険法3条等)		
(1)	雇用保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	✓ 行っている。□ 行っていない。
(2)	健康保険、厚生年金保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	✓ 行っている。□ 行っていない。